

ご契約に際しての重要事項です。よく読んでお申し込みください。



重要事項説明書

お申込み前に「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。
特に保険金をお支払いできない主な場合等にご注意ください。

I 契約概要

この「契約概要」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みいただき、ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、承諾通知書とともに送付する保険約款をご覧ください。(約款はお申し出いただければ事前にお送りします。)
なお、ご不明な点につきましては、ぜんち共済株式会社(以下「当社」といいます)または当社代理店までお問い合わせください。

1 商品の仕組について

この商品は「ぜんちのあんしん保険 < 少額短期健康総合保険(無告知型)>2016年創設」で、被保険者の方の死亡、入院等に対して保険金をお支払いする保険です。また、被保険者の方が被害者となる事故が生じたときの弁護士への法律相談費用等に対して、さらには、日常生活において他人に対して法律上の賠償責任を負った場合にも保険金をお支払いします。

2 保障内容について

主な保険金の種類、保険金のお支払事由や、お支払いできない主な場合等について記載しております。
なお、各保険金はいずれも、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害、発病した病気(ただし特定疾病は除く)、被害事故または賠償事故で、保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いいたします。また、東京海上日動火災保険株式会社の個人賠償責任補償の内容詳細については、裏面をご覧ください。

保険金の種類	お支払事由	お支払いできない主な場合
死亡保険金	1.責任開始日以後に発病した疾病を原因として保険期間中に死亡したとき 2.責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に、傷害を被った日から起算して180日以内に死亡したとき	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)地震、噴火または津波 など
特定疾病死亡保険金	責任開始日以後に特定疾病を原因として保険期間中に死亡したとき	初年度の責任開始日から起算して30日目以前に死亡したとき
特定重度障害保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に、傷害を被った日から起算して180日以内に所定の特定重度障害状態になったとき	(1)保険契約者、被保険者の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)地震、噴火または津波 など
入院保険金	1.責任開始日以後に発病した疾病を原因として保険期間中に1泊2日以上入院を開始したとき 2.責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、傷害を被った日から起算して180日以内に1泊2日以上入院を開始したとき	(1)保険契約者、被保険者の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)地震、噴火または津波 など
特定疾病入院保険金	責任開始日以後に特定疾病を原因として保険期間中に1泊2日以上入院を開始したとき	初年度の責任開始日から起算して30日目以前に入院を開始したとき
入院一時金	入院保険金または特定疾病入院保険金のお支払事由に該当する入院をしたとき	入院保険金または特定疾病入院保険金がお支払いできないとき
手術保険金	入院保険金または特定疾病入院保険金をお支払いする場合で、入院期間中に公的医療保険制度によって手術料の算定される手術を受けたとき	入院保険金または特定疾病入院保険金と同じ